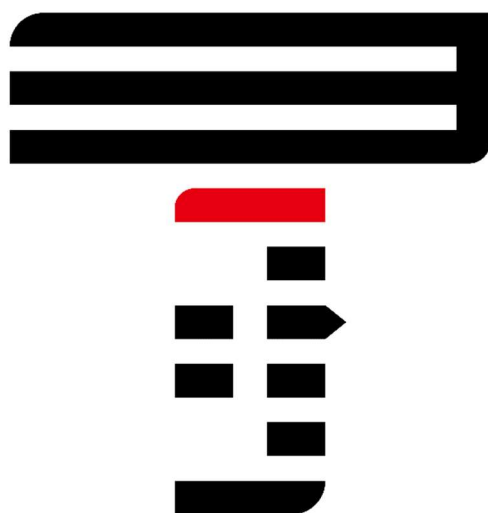


令和6年度

市 税 概 要



TSURUGASHIMA

鶴ヶ島市

目 次

1	鶴ヶ島市の概要	
(1)	位置と面積	1
(2)	人口及び世帯数の推移	1
(3)	人口ピラミッド	2
2	税務行政機構等	
(1)	鶴ヶ島市の税体系	3
(2)	税務機構及び事務分掌	4
(3)	税務事務従事職員一人当たりに対する人口及び世帯調	5
(4)	税務職員に関する調	5
(5)	税務職員経験年数調	5
(6)	税務職員年齢別調	5
(7)	税務事務従事職員に関する比較	6
(8)	市税の徴税費に関する調	6
(9)	地方税法改正の推移(概要)(令和元年度～令和6年度)	7
3	市の予算と決算	
(1)	令和6年度一般会計歳入歳出予算(当初)	13
(2)	令和5年度一般会計歳入歳出決算	15
(3)	年度別市税決算額比較表	17
(4)	一般会計歳入額と市税収入額の推移	18
(5)	市税税目別負担額の推移(決算調定額ベース、滞納分を含む)	19
(6)	年度別支出額の推移	20
4	市 民 税	
(1)	令和6年度市民税の納税義務者に関する調	21
(2)	令和6年度市民税・所得別納税義務者数及び賦課状況	22
(3)	所得別納税義務者数の構成比	22
(4)	所得別市民税額の構成比	22
(5)	課税標準段階別・所得割別納税義務者調	23
(6)	法人納税義務者及び調定額(令和5年度現年課税分)	24
(7)	地方税法第312条第1項(法人の均等割の税率)の表の区分別法人 数	24
5	固定資産税	
(1)	固定資産税納税義務者の推移	25
(2)	固定資産税調定額の推移(現年課税分)	25
(3)	令和6年度基準地価格・提示平均価格	25
(4)	固定資産税資産別調(当初)	26

(5)	土地の推移	26
(6)	地目別土地の集計表	27
(7)	木造以外家屋種類別調	27
(8)	木造家屋種類別調	28
(9)	新增築家屋棟数の推移	29
(10)	減少分家屋棟数の推移	29
(11)	償却資産納税義務者の推移	29
(12)	償却資産価格調	30
(13)	国有資産等所在市町村交付金	30
(14)	都市計画税納税義務者の推移	30
(15)	都市計画税調定額の推移（現年課税分）	31
(16)	都市計画税資産別調（免税点以上のもの）	31
(17)	特別土地保有税調定額の推移	31
6	諸税及び税務諸証明	
(1)	軽自動車台数・調定額の推移（決算調定額ベース）	32
(2)	市たばこ税調定額等の推移（決算調定額ベース）	33
(3)	税務諸証明	34
7	徴収	
(1)	年度別調定額・徴収率等	35
(2)	年度別処分停止状況	36
(3)	年度別不納欠損状況	36
(4)	口座振替利用状況	37
(5)	年度別差押状況	38
(6)	不動産公売状況	38
(7)	年度別インターネット公売状況	38
(8)	年度別交付要求状況	38
(9)	月別収納額（令和5年度）	39
(10)	督促状発付状況	40
8	国民健康保険税	
(1)	被保険者数等の推移	41
(2)	按分率等の推移	41
(3)	徴収率等の推移	42
(4)	一世帯当たり調定額及び収入済額	42
(5)	一人当たり調定額及び収入済額	43
(6)	年度別差押状況	43
(7)	年度別交付要求状況	43

1 鶴ヶ島市の概要

(1) 位置と面積

市役所の位置		広 ば う		海 抜	面 積
東 経	北 緯	東 西	南 北		
139度23分35秒	35度56分04秒	約6.9km	約4.9km	40.66m	17.65km ²

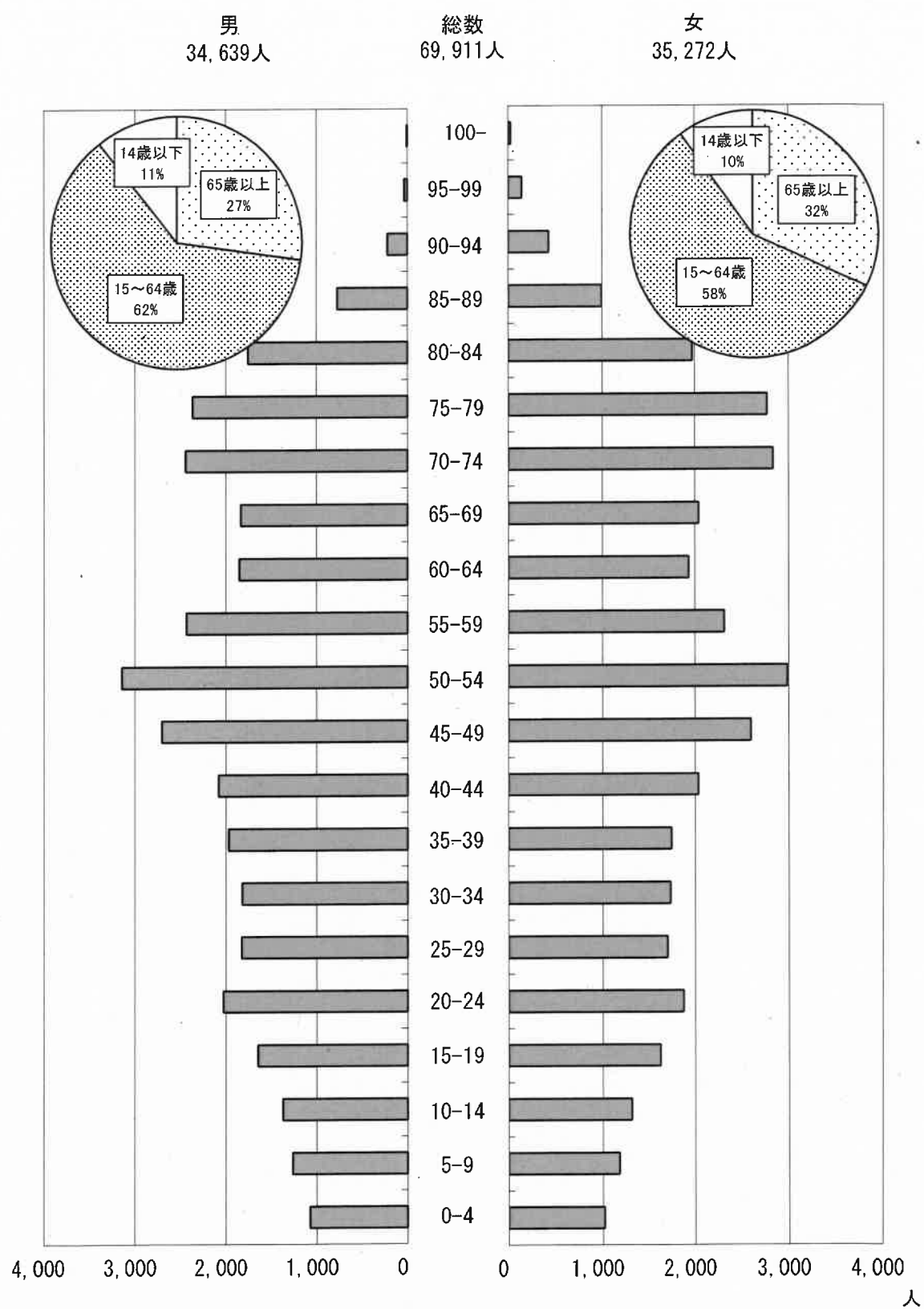
資料：経度、緯度、面積は国土地理院

(2) 人口及び世帯数の推移

区 分	人 口 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯 数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人)	人口伸率 (%)
大正14年	4,132	2,046	2,086	749	5.5	—
昭和22年	6,384	3,207	3,177	1,141	5.6	154.5
40	9,093	4,647	4,446	2,051	4.4	142.4
60	46,767	23,563	23,204	13,779	3.4	514.3
平成2年	60,951	30,830	30,121	19,299	3.2	130.3
12	66,042	33,238	32,804	23,522	2.8	108.4
26	70,142	34,974	35,168	29,259	2.4	99.9
27	70,089	34,944	35,145	29,615	2.4	99.9
28	70,019	34,860	35,159	30,009	2.3	99.9
29	69,987	34,861	35,126	30,393	2.3	100.0
30	70,081	34,834	35,247	30,756	2.3	100.1
31	69,950	34,735	35,215	31,144	2.2	99.8
令和2年	69,942	34,703	35,239	31,558	2.2	100.0
3	69,969	34,677	35,292	32,159	2.2	100.0
4	69,927	34,553	35,374	32,584	2.1	99.9
5	70,112	34,719	35,393	33,198	2.1	100.3
6	69,911	34,639	35,272	33,608	2.1	99.7

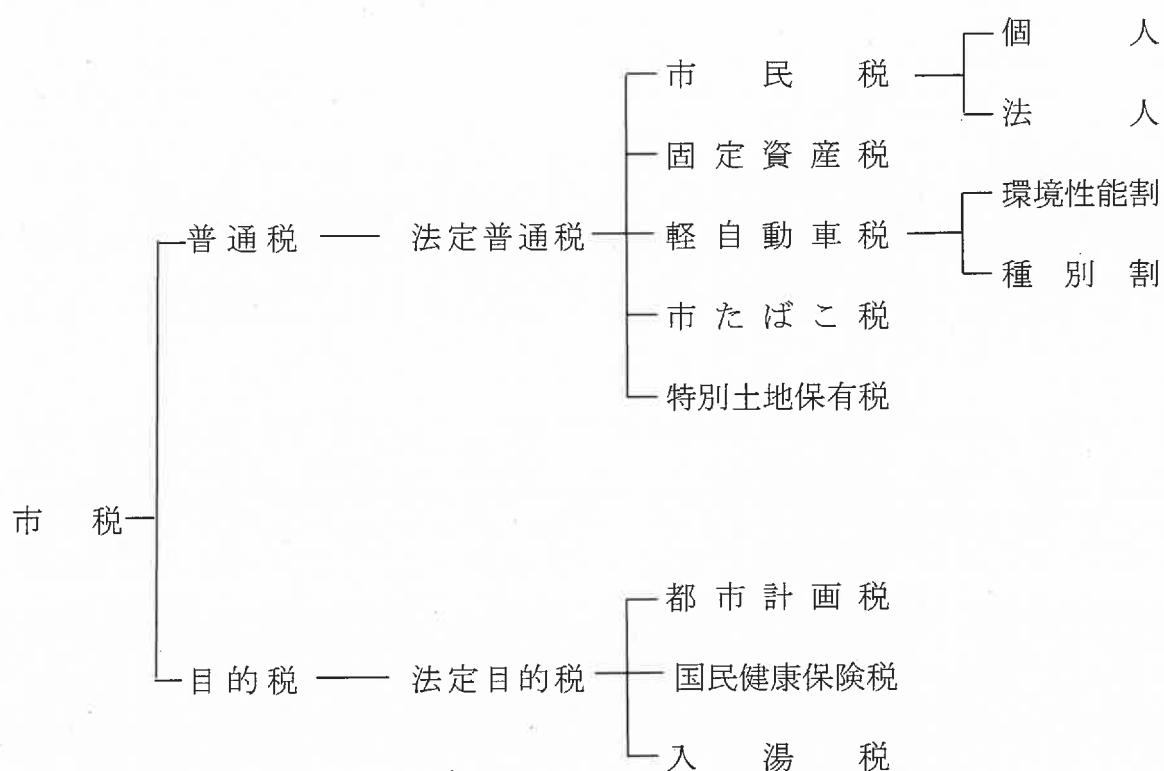
※大正14年、昭和22年は国勢調査人口（各年10月1日現在）

昭和40年以降は住民基本台帳人口（平成12年まで外国人登録を含まない。平成25年以降は外国人登録を含む。各年4月1日現在）



2 税務行政機構等

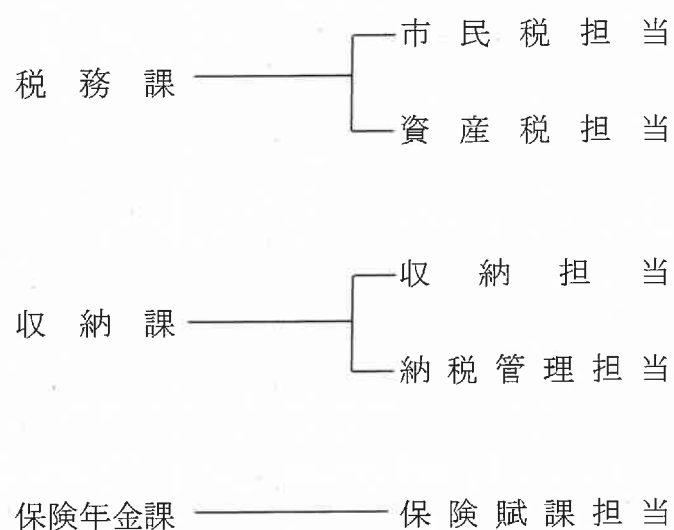
(1) 鶴ヶ島市の税体系



(2) 税務機構及び事務分掌

(ア) 税務機構図

(令和6年4月1日現在)



(イ) 事務分掌

総 務 部	税 務 課	(1) 税務事務の総合調整及び税制に関すること。 (2) 個人市民税・県民税の調査賦課に関すること。 (3) 森林環境税の調査賦課に関すること。 (4) 法人市民税及び市たばこ税の調査賦課に関すること。 (5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調査賦課に関すること。 (6) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (7) 軽自動車税の調査賦課に関すること。 (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付並びに返納に関すること。 (9) 課税証明に関すること。 (10) リ災証明に関すること。 (11) 相続税法（昭25年法律第73号）第58条に関すること。
	収 納 課	(1) 市税、個人県民税、森林環境税及び国民健康保険税（以下この項において「市税等」という。）の収納管理に関すること。 (2) 市税等の過誤納金の還付に関すること。 (3) 個人県民税及び森林環境税の払込みに関すること。 (4) 市税等の口座振替に関すること。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税等及び附帯金の徴収に関すること。 (7) 市税等の滞納処分等に関すること。 (8) 徴収金の嘱託及び受託に関すること。 (9) 市税等の納税の奨励に関すること。 (10) 市税等以外の滞納債権の徴収に係る支援及び調整に関すること。
健 康 部	保 険 年 金 課	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失並びに保険給付に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者証の交付検認、更新等に関すること。 (3) 国民健康保険被保険者資格証明書の交付検認、更新等に関すること。 (4) 国民健康保険被保険者台帳の整理保存に関すること。 (5) 国民健康保険税の賦課に関すること。 (6) 国民健康保険税の課税台帳の整理保存に関すること。 (7) 国民健康保険特別会計予算に関すること。 (8) 鶴ヶ島市国民健康保険運営協議会に関すること。 (9) その他国民健康保険に関すること。

※税務行政機構の事務分掌であるため、保険年金課については、国民健康保険税に関する事務のみ掲載。

(3) 税務事務従事職員一人当たりに対する人口及び世帯調

(各年4月1日現在)

	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
税務事務従事職員(人)	30	30	30	29	30	29	28	28	28
1人当り人口(人)	2,334	2,333	2,336	2,412	2,331	2,413	2,497	2,504	2,497
1人当り世帯(戸)	1,000	1,013	1,025	1,074	1,052	1,109	1,164	1,185	1,200

※税務事務従事職員は税務課及び収納課の職員数。

再任用(短時間勤務)、一般職非常勤職員、臨時職員及び会計年度任用職員を除く。

(4) 税務職員に関する調

(令和6年4月1日現在・単位:人)

	担当名	課長	主幹	主査	主任	主事	主事補	再任用 (短時間勤務)	会計年度 任用職員	計
税務課	市民税担当	1	1	1	2	2	2	0	2	20
	資産税担当		1	2	2	2	1	0	1	
	計	1	2	3	4	4	3	0	3	
収納課	収納担当	1	1	1	2	1	1	0	3	16
	納税管理担当		0	2	1	0	1	0	2	
	計	1	1	3	3	1	2	0	5	
保険年金課	保険賦課担当	1	1	0	2	0	0	0	1	5
	計	1	1	0	2	0	0	0	1	

※税務職員は税務課、収納課、保険年金課は保険賦課担当の職員数。以下税務職員において同様

※任用期間が1年未満の会計年度任用職員を除く

(5) 税務職員経験年数調

(令和6年4月1日現在・単位:人)

区分	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	6年以上	平均経験年数
税務課	4	3	5	1	1	0	3	2.3
収納課	2	0	1	0	1	0	7	8.9
保険年金課 (保険賦課担当)	0	0	0	1	2	0	1	4.3
総数	6	3	6	2	4	0	11	4.8

※税務職員のうち正規職員

(6) 税務職員年齢別調

(令和6年4月1日現在・単位:人)

区分	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均年齢(歳)
税務課	0	8	3	2	4	0	35.6
収納課	0	3	1	0	7	0	43.5
保険年金課 (保険賦課担当)	0	0	2	0	2	0	44.3
総数	0	11	6	2	13	0	39.4

※税務職員のうち正規職員

(7) 税務事務従事職員に関する比較

(各年4月1日現在)

区 分 \ 年 度	3 1	2	3	4	5	6
市 職 員 数 (人)	384	383	377	379	377	378
市長部局職員数 (A) (人)	335	333	327	327	325	327
税務事務従事職員 (B) (人)	29	30	29	28	28	28
(B) / (A) × 100 (%)	8.7	9.0	8.9	8.6	8.6	8.6

(8) 市税の徴税費に関する調

(各年度決算額・単位：千円)

区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
税 収 入 額	① 市 税	10,065,010	10,097,691	9,999,621	10,286,015	10,320,614
	② 個人県民税	2,743,610	2,760,127	2,730,471	2,840,678	2,825,318
	③ 総 計	12,808,620	12,857,818	12,730,092	13,126,693	13,145,932
徴 税 費	④ 基 本 給	106,745	108,192	103,085	96,613	99,579
	⑤ 諸 手 当	71,471	70,569	70,342	64,149	68,171
	⑥ そ の 他	47,867	48,615	47,015	42,889	57,057
	⑦ 小 計	226,083	227,376	220,442	203,651	224,807
	⑧ 需 用 費	72,664	72,637	64,605	70,453	15,869
	⑨ 報奨金及びこれに類する経費	60	45	45	60	45
	⑩ 償還金、利子及び割引料	67,407	27,167	31,950	31,445	34,575
	⑪ そ の 他	28,253	19,233	19,407	28,929	72,578
	⑫ 合 計	394,467	346,458	336,449	334,538	347,874
	⑬ 徴税費経費分 (⑫-⑩)	327,060	319,291	304,499	303,093	313,299
	⑭ 県民税徴収事務委託金	114,795	117,815	118,269	116,847	121,755
	⑮ 県委託金で補てんする外の徴税費経費分 (⑬-⑭)	212,265	201,476	186,230	186,246	191,544
税 収 入 額 に 対 する 徴 税 費 経 費 分 の 割 合	⑯ 県 税 含 む (⑬ / ③)	2.6%	2.5%	2.4%	2.3%	2.4%
	⑰ 県 税 除 く (⑮ / ①)	2.1%	2.0%	1.9%	1.8%	1.9%
⑱ 税務事務従事職員数 (人)		29	30	30	29	29
⑲ 職員一人当たりの人件費 (⑦/⑱)		7,796	7,579	7,348	7,022	7,752

※⑱税務事務従事職員数はそれぞれ3月31日現在のもの(再任用職員含む。)

※徴税費については令和5年度分から内訳の分類方法を一部変更しています。

(9) 地方税法改正の推移(概要)(令和元年度～令和6年度)

令和元年度

- ・ふるさと納税制度の見直し(法第37条の2第2項及び第314条の7)
 - ・住宅ローン控除の拡充に伴う措置(法附則第5条の4の2)
 - ・子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置(法第23条第1項他)
- 令和3年1月1日施行
- ・住宅ローン控除の適用要件の見直し(法附則第5条の4の2)
 - ・個人住民税の申告記載事項の見直し(法第45条の2第6項他)
 - ・証券口座に対する番号付番(法第20条の11の3及び第20条の11の4) 令和2年4月1日施行
 - ・都道府県農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会に係る非課税措置の創設(法附則第7条の5及び第8条の5)
 - ・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の大会関連外国法人に係る非課税措置の創設(法附則第7条の6及び第8条の6)
 - ・電子申告義務の宥恕措置(法第53条第46項及び第321条の8第42項)
 - ・軽自動車税環境性能割の創設(法第442条、法附則第29条の9)
 - ・帰還環境整備推進法人が行う事業に対する特例措置の創設(法附則第15条第49項)
 - ・所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る特例措置の創設(法附則第15条第50項)
 - ・高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の創設(法附則第15条の8第4項)
 - ・熊本地震の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充(法附則第16条の2)
 - ・国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正(条例第2条第2項、第6条、第7条、第8条及び第19条)
 - ・国民健康保険税の旧被扶養減免に関する改正(条例第22条第1項第2号)
 - ・国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ(条例第19条第2号及び第3号)

令和2年度

- ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(法第34条第1項)
- ・個人住民税の人的非課税措置の見直し(法第24条の5第1項及び第295条第1項)
- ・国外居住親族に係る扶養控除の見直し(法第34条第1項第6号及び第314条の2第1項第6号)
- ・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設(法附則第34条)
- ・一般NISA制度の見直し(法附則第35条の3の2)
- ・つみたてNISA制度の期限延長(法附則第35条の3の2)
- ・ジュニアNISAの終了に向けた所要の措置等(法附則第35条の3の3及び第35条の3の4)
- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充等(法附則第8条の2の2)
- ・国税における連結納税制度の見直しに伴う地方税の対応
- ・敷地分割組合に係る措置(法附則第24条第5項及び第294条第7項)
- ・5G導入促進税制の創設(法附則第8条第15項及び第16項)
- ・情報連携投資等の促進に係る税制の廃止(旧法附則第8条第15項及び第16項)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う徴収猶予制度の特例
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う寄附金税額控除の特例
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設(法附則第61条)

- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長（法附則第62条）
- ・現に所有している者の申告制度の創設（法第384条の3）
- ・使用者を所有者とみなす制度の拡大（法第343条第5項）
- ・農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第46項）
- ・浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第47項）
- ・一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第48項）
- ・ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第49項）
- ・新築住宅に係る固定資産税減額措置の延長（法附則第15条の6及び第15条の7）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国民健康保険税の減免（条例第22条第2項）
- ・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用（条例附則第4項及び第5項）
- ・国民健康保険税賦課限度額の改正（条例第2条第2項及び第19条）

令和3年度

- ・住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置（法附則第61条第2項及び第4項）
- ・退職所得課税の適正化
- ・非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し（法附則第3条の3、法施行令第47条の3及び法第311条）
- ・特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化（法施行規則第2条の3）
- ・給与所得にかかる特別徴収税額通知の電子化（法第321条の4第7項～9項）
- ・デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設（法附則第8条第17項及び第18項）
- ・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（法附則第8条第19項及び20項）
- ・研究開発税制の見直し・延長（法附則第8条第2項及び第4項）
- ・賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し・延長（法附則第8条第11項及び第12項）
- ・中小企業における所得拡大促進税制の見直し・延長（法附則第8条第13項及び14項）
- ・国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（外国税額控除関係）（法第321条の8第39項～46項及び第51項）
- ・eL TAXの対象となる申請等の範囲の拡充（法施行規則第24条の39第1項）
- ・固定資産税（土地）の現行の負担調整措置の継続と、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度課税標準額に据置く措置（令和3年度に限る）の創設（法附則第17条～第22条）
- ・浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第46項）
- ・生産革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長（法附則第64条）
- ・熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長（法附則第16条の2）
- ・平成30年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（法附則第16条の3）
- ・利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設（法第348条第45項）
- ・市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置の創設（法附則第15条第45号）
- ・駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置を2年延長（法附則第15条第15項）
- ・未就学児の均等割保険税の軽減措置（条例第19条の2）

令和４年度

- ・住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置
- ・上場株式等の配当所得等に係る課税方式
- ・個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備
- ・賃上げの促進に係る税制の見直し（法附則第８条第８項）
- ・中小企業における所得拡大促進税制の見直し・延長（法附則第８条第９項）
- ・東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人の非課税規定の廃止（法附則第７条の６、令附則第５条の２の２）
- ・グループ通算制度における外国税額控除の見直し（法第３２１条の８第４１項、第４５項及び第４６項、令第４８条の１３の２、則第１０条の２の６）
- ・予定申告税額の計算方法（令第４８条の１０）
- ・グループ通算制度における研究開発税制の見直し（法附則第８条第１項～第４項、令第５条の２）
- ・磁気テープの提出の除外（法第３２１条の８第６２項、則第１０条の２の８第４項）
- ・商業地等において、負担調整措置により課税標準額が増加する土地について、増加幅を緩和する措置の創設（法附則第１８条）
- ・貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設（法附則第１５条第４４項）
- ・下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合の変更及び特例措置の延長（法附則第１５条第２項第５号）
- ・固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付に係るＤＶ被害者等に対する支援措置（法第３８２条の２、第３８２条の３及び第３８２条の４）
- ・省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の軽減措置の拡充及び縮減並びに適用期限の延長（法附則第１５条の９及び第１５条の９の２）
- ・国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正（条例第２条第２項及び３項、第５条、第６条の２、第７条、第８条、第１１条及び第１９条）

令和５年度

- ・特定非常災害に係る損失の繰越控除制度の見直し（法第３３条第１項～第３項及び法第３１４条第１項～第３項）
- ・ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置（法第３７条の２第２項第４号～第５号及び第６項、法第３１４条の７第２項第４号～第５号及び第６項、法附則第１の１６条第４項）
- ・扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（所得税法第１９４条第２項、法第４５条の３の２第２項、法第３１７条の３の２第２項）
- ・国際最低課税額に対する法人税の創設に伴う対応（法第２３条第１項第４号イ、法第２９２条第１項第４号イ）
- ・質問検査権の対象の明確化（法第３５３条第１項）
- ・相続税に係る固定資産情報の通知の電子化（法第７４７条の５第１項）
- ・償却資産（知事・大臣配分資産）に係る固定資産税の申告・通知の電子化（法第７４７条の２第１項、第７６２条第１号）
- ・労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る非課税措置の創設（法第３４８条第４項）
- ・中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置の創設（法附則第１５条第４５項）
- ・バス事業者が路線の維持に取り組みつつＥＶバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置の創設（法附則第１５条第４６項）
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（法附則第１５条の

9の3)

- ・水素ステーションに係る課税標準の特例措置の拡充・縮減及び延長（法附則第15条第7項）
- ・都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充・縮減及び延長（法附則第15条第14項）
- ・鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（法附則第15条第17項）
- ・平成28年熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長（法附則第16条の2）
- ・平成30年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の延長（法附則第16条の3）
- ・令和2年7月豪雨による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（法附則第16条の4）
- ・国民健康保険税賦課限度額の改正（条例第2条第2項及び3項、第19条）
- ・国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ（条例第19条第2号及び第3号）
- ・産前産後期間の保険税の減額措置（条例第19条第3項、条例第19条の3）

令和6年度

- ・個人住民税の定額減税（法附則5条の8第1項～6項、法附則第5条の9～12）
- ・住宅ローン控除の拡充（法附則第45条）
- ・戦略分野国内投資促進税制の創設に伴う対応（租特法第42条の12の7第7項～第12項、第18項及び法第23条第1項第4号イ、第292条第1項第4号イ）
- ・災害損失欠損金額の繰越控除の見直し（法第53条第23項、第26項、第27項、第321条の8第23項、第26項、第27項、法附則第8条第21項）
- ・固定資産税（土地）の現行の負担調整措置の延長
- ・物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の拡充及び延長（法附則第15条第1項）
- ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（法附則第15条第25項）
- ・児童福祉施設の用に供する固定資産及び社会福祉事業の用に供する固定資産の非課税措置の拡充（法第348条第2項第10号の3、第10号の7）
- ・新築住宅に係る税額の減額措置の延長等（法附則第15条の6）
- ・公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び適用期限の延長（法附則第15条第2項）
- ・バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び適用期限の延長（法附則第15条第18項）
- ・新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し（法附則第15条の7第4項～第5項）
- ・企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の廃止（旧法附則第15条第32項）
- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の見直し及び延長（法附則第15条第38項）
- ・国民健康保険税の税率及び賦課限度額の改正（第2条第3項ただし書、第3条第1項、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第19条第1項及び第2項）
- ・国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の引上げ（条例第19条第2号及び第3号）

《 参 考 》

市民税（個人）所得割税率

H10		H11～H18		H19～	
課税標準額	税 率	課税標準額	税 率	課税標準額	税 率
200万円以下	3%	200万円以下	3%	一 律	6%
200万円 超	8%	200万円 超	8%		
700万円 超	12%	700万円 超	10%		

《 参 考 》

個人市民税の所得控除等に関する推移

（単位：万円）

年度			元	2	3	4	5	6	備 考
区分									
基礎控除			33	33	別紙	別紙	別紙	別紙	
障害者控除	普 通		26	26	26	26	26	26	
	特 別		30	30	30	30	30	30	
	同居の特別障害であるもの		53	53	53	53	53	53	
寡婦(寡夫)	一 般		26	26	26	26	26	26	令和3年度よりひとり親控除へ移行のため、特別寡婦及び寡夫控除は廃止。従来の寡婦控除（一般）該当者で所得500万円以下の者が対象。
	特 別		30	30					
ひ と り 親 控 除					30	30	30	30	
勤 労 学 生 控 除			26	26	26	26	26	26	
配偶者控除	一 般	配 偶 者 控 除	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	
	老 人	配 偶 者 控 除	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	70歳以上
配 偶 者 特 別 控 除			別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	別紙	最高限度額
一 般 の 扶 養 親 族			33	33	33	33	33	33	16歳以上18歳以下 23歳以上69歳以下
特 定 扶 養 親 族			45	45	45	45	45	45	19歳以上22歳以下
老人扶養親族	同居老親等以外の人		38	38	38	38	38	38	70歳以上
	同居老親等		45	45	45	45	45	45	70歳以上直系尊属
均 等 割 非 課 税 基 準 額			28	28	38	38	38	38	合計所得金額≦28万円 ×(本人+扶養数)+10万円 配偶者、扶養のある者は168,000円加算
所 得 割 非 課 税 基 準 額			35	35	45	45	45	45	総所得金額等≦35万円 ×(本人+扶養数)+10万円 配偶者、扶養のある者は320,000円加算

《 参 考 》

基礎控除

	納税義務者の合計所得金額			
	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	なし

配偶者控除

	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般配偶者控除	33万円	22万円	11万円	なし
老人配偶者控除 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	なし

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	なし
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	なし			

3 市の予算と決算

(1) 令和6年度一般会計歳入歳出予算（当初）

(歳入)

(単位：千円)

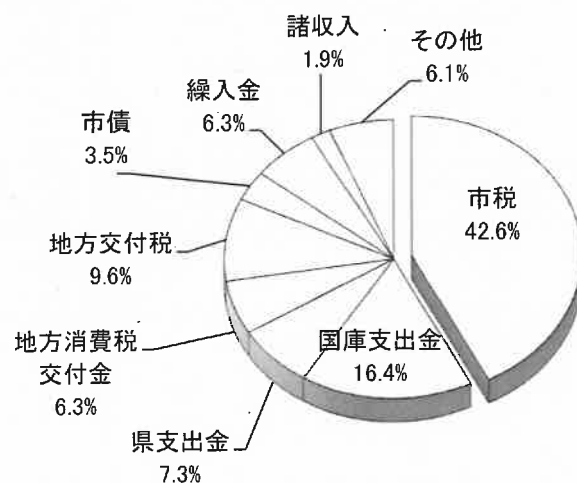
科 目 \ 区 分	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
1 市 税	10,372,727	10,194,749	177,978
(1) 市 民 税	4,799,608	4,683,753	115,855
(2) 固 定 資 産 税	4,352,566	4,305,285	47,281
(3) 軽 自 動 車 税	167,357	160,366	6,991
(4) 市 た ば こ 税	492,172	493,229	△ 1,057
(5) 特 別 土 地 保 有 税	1	1	0
(6) 都 市 計 画 税	561,023	552,115	8,908
2 地 方 譲 与 税	169,396	163,656	5,740
3 利 子 割 交 付 金	2,000	3,000	△ 1,000
4 配 当 割 交 付 金	48,000	56,000	△ 8,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	57,000	39,000	18,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	47,000	46,000	1,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,543,000	1,590,000	△ 47,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000	23,000	9,000
9 地 方 特 例 交 付 金	63,000	66,000	△ 3,000
10 地 方 交 付 税	2,350,000	2,070,000	280,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	7,000	0
12 分 担 金 及 び 負 担 金	132,271	118,858	13,413
13 使 用 料 及 び 手 数 料	99,287	103,912	△ 4,625
14 国 庫 支 出 金	3,983,451	3,694,548	288,903
15 県 支 出 金	1,780,351	1,718,959	61,392
16 財 産 収 入	52,037	51,594	443
17 寄 附 金	330,300	280,300	50,000
18 繰 入 金	1,525,425	971,999	553,426
19 繰 越 金	450,000	400,000	50,000
20 諸 収 入	460,355	454,325	6,030
21 市 債	855,400	557,100	298,300
歳 入 合 計	24,360,000	22,610,000	1,750,000

(歳出)

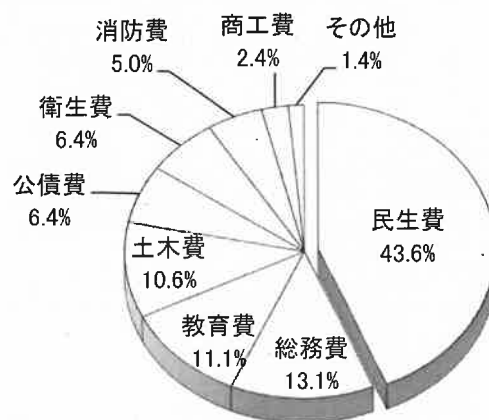
(単位：千円)

区 分 科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
1	議 会 費	205,382	208,499	△ 3,117
2	総 務 費	3,189,156	3,188,146	1,010
徴 税 費	(1) 税 務 総 務 管 理 費	211,338	203,787	7,551
	(2) 課 税 管 理 費	74,917	73,901	1,016
	(3) 納 税 管 理 費	68,473	61,294	7,179
3	民 生 費	10,609,167	10,240,065	369,102
4	衛 生 費	1,553,598	1,442,314	111,284
5	労 働 費	14,621	5,661	8,960
6	農 林 水 産 業 費	101,326	101,494	△ 168
7	商 工 費	582,044	512,770	69,274
8	土 木 費	2,585,449	1,778,055	807,394
9	消 防 費	1,213,646	1,070,022	143,624
10	教 育 費	2,713,844	2,432,323	281,521
11	公 債 費	1,569,772	1,608,590	△ 38,818
12	諸 支 出 金	1,995	2,061	△ 66
13	予 備 費	20,000	20,000	0
歳 出 合 計		24,360,000	22,610,000	1,750,000

歳入



歳出



(2) 令和5年度一般会計歳入歳出決算

(歳入)

(単位: 円)

科 目	区 分	予 算 現 額 (A)	収 入 済 額 (B)	比較増減額 (B) - (A)	(B) / (A) (%)
1 市	税	10,194,749,000	10,320,613,702	125,864,702	101.2
(1) 市	民 税	4,683,753,000	4,755,120,739	71,367,739	101.5
(2)	固 定 資 産 税	4,305,285,000	4,321,798,099	16,513,099	100.4
(3)	軽 自 動 車 税	160,366,000	165,533,103	5,167,103	103.2
(4)	市 た ば こ 税	493,229,000	510,354,342	17,125,342	103.5
(5)	特 別 土 地 保 有 税	1,000	12,815,700	12,814,700	1,281,570.0
(6)	都 市 計 画 税	552,115,000	554,991,719	2,876,719	100.5
2	地 方 譲 与 税	163,656,000	160,302,000	△ 3,354,000	98.0
3	利 子 割 交 付 金	3,000,000	3,566,000	566,000	118.9
4	配 当 割 交 付 金	56,000,000	63,385,000	7,385,000	113.2
5	株式等譲渡所得割交付金	39,000,000	76,153,000	37,153,000	195.3
6	法 人 事 業 税 交 付 金	104,000,000	107,833,000	3,833,000	103.7
7	地 方 消 費 税 交 付 金	1,590,000,000	1,571,202,000	△ 18,798,000	98.8
8	環 境 性 能 割 交 付 金	23,000,000	29,035,000	6,035,000	126.2
9	地 方 特 例 交 付 金	70,740,000	70,763,000	23,000	100.0
10	地 方 交 付 税	2,580,144,000	2,683,424,000	103,280,000	104.0
11	交通安全対策特別交付金	7,000,000	8,611,000	1,611,000	123.0
12	分 担 金 及 び 負 担 金	118,574,000	130,426,227	11,852,227	110.0
13	使 用 料 及 び 手 数 料	103,912,000	101,376,277	△ 2,535,723	97.6
14	国 庫 支 出 金	5,477,314,000	5,173,918,054	△ 303,395,946	94.5
15	県 支 出 金	1,771,970,000	1,712,112,245	△ 59,857,755	96.6
16	財 産 収 入	53,312,000	54,108,919	796,919	101.5
17	寄 附 金	333,715,000	284,710,710	△ 49,004,290	85.3
18	繰 入 金	2,009,372,000	2,009,371,739	△ 261	100.0
19	繰 越 金	1,775,596,000	1,775,596,023	23	100.0
20	諸 収 入	507,045,000	534,253,751	27,208,751	105.4
21	市 債	671,353,000	439,553,000	△ 231,800,000	65.5
歳 入 合 計		27,653,452,000	27,310,314,647	△ 343,137,353	98.8

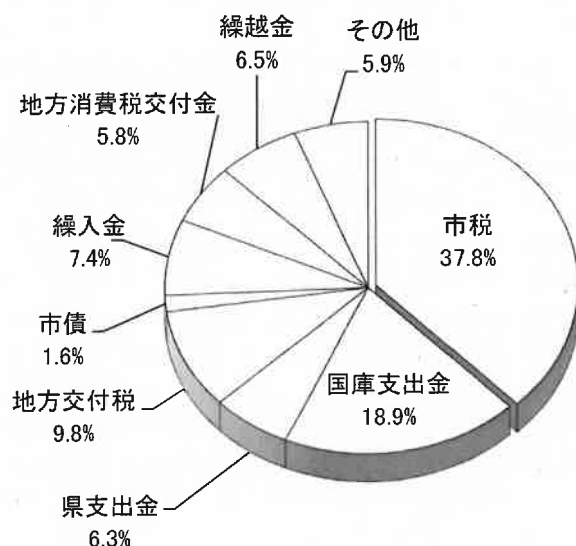
(歳出)

(単位：円)

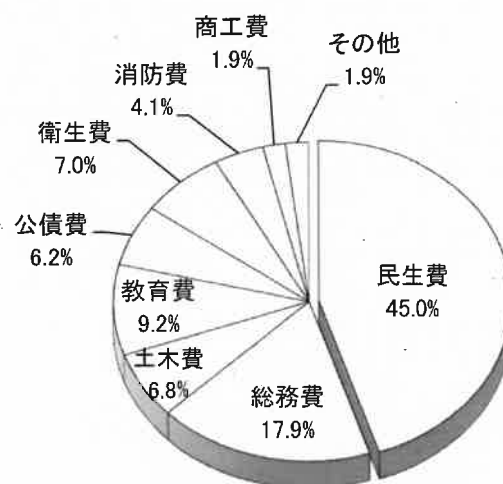
区 分 科 目		予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	不 用 額	執行率 (%) (B) / (A)
1	議 会 費	205,971,000	197,856,465	8,114,535	96.1
2	総 務 費	4,912,150,000	4,597,803,132	251,959,868	93.6
徴 税 費	(1) 税務総務管理費	215,070,000	212,307,908	2,762,092	98.7
	(2) 課税管理費	74,434,000	71,539,927	2,894,073	96.1
3	民 生 費	12,290,331,000	11,542,247,261	388,535,739	93.9
4	衛 生 費	1,980,394,000	1,802,689,081	147,704,919	91.0
5	労 働 費	5,701,000	4,490,310	1,210,690	78.8
6	農 林 水 産 業 費	117,878,000	116,230,520	1,647,480	98.6
7	商 工 費	642,844,000	491,342,646	94,421,354	76.4
8	土 木 費	1,875,706,000	1,757,591,396	110,464,604	93.7
9	消 防 費	1,042,530,000	1,041,893,154	636,846	99.9
10	教 育 費	2,816,919,000	2,366,799,614	136,503,386	84.0
11	公 債 費	1,602,245,000	1,598,134,198	4,110,802	99.7
12	諸 支 出 金	152,210,000	152,209,032	968	100.0
13	予 備 費	8,573,000	0	8,573,000	0.0
歳 出 合 計		27,653,452,000	25,669,286,809	1,153,884,191	92.8

※翌年度繰越額 総務費62,387,000円 民生費359,548,000円 衛生費30,000,000円
 商工費57,080,000円 土木費7,650,000円 教育費313,616,000円
 計830,281,000円

歳入



歳出



(3) 年度別市税決算額比較表

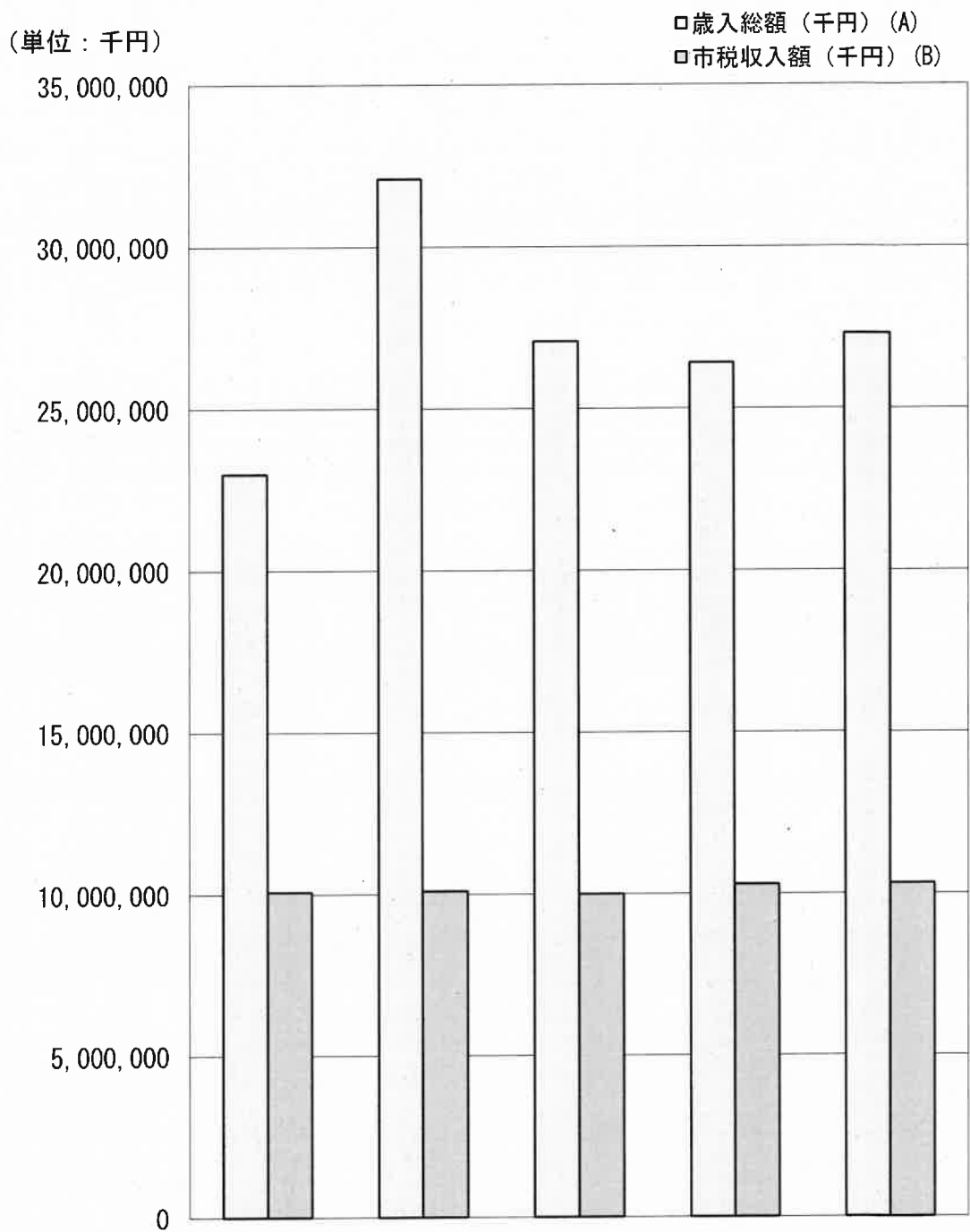
(単位:円)

区分 科目	令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	調定額	収入金額	収入率 (%)		調定額	収入金額	収入率 (%)		調定額	収入金額	収入率 (%)		調定額	収入金額	収入率 (%)		調定額	収入金額	収入率 (%)	
市	4,152,775,111	4,129,969,506	99.45		4,184,695,041	4,165,591,198	99.54		4,154,199,851	4,134,946,410	99.54		4,323,551,251	4,296,338,803	99.37		4,302,553,097	4,271,423,324	99.28	
民	560,376,500	560,007,100	99.93		471,787,400	468,322,900	99.27		461,484,900	459,563,200	99.61		453,031,200	451,497,500	99.66		468,060,400	465,143,200	99.38	
税	4,713,151,611	4,689,976,606	99.51		4,656,482,441	4,633,914,098	99.52		4,615,684,751	4,594,509,610	99.54		4,776,582,451	4,747,836,303	99.40		4,770,613,497	4,736,566,524	99.29	
固定資産税	4,178,817,200	4,156,215,969	99.70		4,279,580,700	4,262,529,493	99.60		4,192,212,200	4,183,042,375	99.78		4,284,105,100	4,275,205,800	99.79		4,309,637,700	4,289,411,506	99.76	
固定資産交付金	16,275,100	16,275,100	100.00		16,275,100	16,275,100	100.00		16,275,100	16,275,100	100.00		14,893,700	14,893,700	100.00		14,893,200	14,893,200	100.00	
計	4,195,092,300	4,182,491,059	99.70		4,295,855,800	4,278,804,593	99.60		4,208,487,300	4,199,317,475	99.73		4,298,998,800	4,290,099,500	99.79		4,324,530,900	4,314,304,706	99.76	
環境性能割	1,293,500	1,293,500	100.00		3,992,100	3,992,100	100.00		4,235,900	4,235,900	100.00		8,780,300	8,780,300	100.00		10,162,700	10,162,700	100.00	
自動車税	131,887,900	130,357,850	98.84		135,871,900	134,506,100	98.99		141,454,500	140,398,800	99.25		148,843,400	147,710,400	99.24		156,010,500	154,774,600	99.21	
計	133,181,400	131,651,350	98.85		139,864,000	138,498,200	99.02		145,690,400	144,634,700	99.28		157,623,700	156,490,700	99.28		166,173,200	164,937,300	99.26	
市たばこ税	460,966,391	460,966,391	100.00		456,025,345	456,025,345	100.00		487,538,744	487,538,744	100.00		514,664,488	514,664,488	100.00		510,354,342	510,354,342	100.00	
特別土地保有税	0	0	—		0	0	—		0	0	—		0	0	—		12,815,700	12,815,700	100.00	
都市計画税	539,907,900	538,279,806	99.70		548,995,800	546,808,427	99.60		541,845,800	540,660,596	99.78		550,078,900	548,936,231	99.79		555,344,700	554,026,942	99.76	
小計	10,042,299,602	10,003,365,212	99.61		10,097,223,386	10,054,050,663	99.57		9,999,246,995	9,966,761,125	99.68		10,297,948,339	10,258,027,222	99.61		10,339,832,339	10,293,005,514	99.55	
滞納繰越分	197,550,502	61,644,977	31.20		151,054,159	43,640,679	28.89		96,370,854	32,860,098	34.10		89,824,261	27,987,648	31.16		88,123,818	27,608,188	31.33	
合計	10,239,850,104	10,065,010,189	98.29		10,248,277,545	10,097,691,342	98.53		10,095,617,849	9,999,621,223	99.05		10,387,772,600	10,286,014,870	99.02		10,427,956,157	10,320,613,702	98.97	

※環境性能割は令和元年10月1日より環境性能割が創設され、従来の固定資産税は種別割となった。

国民健康保険税	1,323,709,100	1,261,264,000	95.28		1,306,401,500	1,248,604,501	95.58		1,264,884,500	1,213,540,839	95.94		1,308,819,600	1,246,562,599	95.24		1,220,078,300	1,165,400,722	95.52	
滞納繰越分	335,199,898	84,313,313	25.15		259,128,427	61,080,739	23.57		168,447,233	46,594,621	27.66		146,818,317	40,629,581	27.67		145,380,596	45,615,605	31.38	
合計	1,658,908,998	1,345,577,313	81.11		1,565,529,927	1,309,685,240	83.66		1,433,331,733	1,260,135,460	87.92		1,455,637,917	1,287,192,180	88.43		1,365,458,896	1,211,016,327	88.69	

(4) 一般会計歳入額と市税収入額の推移



区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
歳入総額（千円）(A)	22,989,596	32,094,739	27,078,500	26,416,924	27,312,314
市税収入額（千円）(B)	10,065,010	10,097,691	9,999,621	10,286,014	10,320,613
市税の割合（％）(B/A)	43.8%	31.5%	36.9%	38.9%	37.8%

(5) 市税税目別負担額の推移（決算調定額ベース、滞納分を含む）

（単位：円）

年 度		元	2	3	4	5
区 分	区 分					
	区 分					
総 額	市民一人当り	146,388	146,525	144,287	148,552	148,733
	1 世 帯 当 り	328,790	324,744	313,928	318,800	314,114
市 民 税	市民一人当り	69,214	67,936	66,690	69,092	68,903
	1 世 帯 当 り	155,456	150,567	145,099	148,276	145,519
固 定 資 産 税	市民一人当り	60,787	62,074	60,684	61,884	61,998
	1 世 帯 当 り	136,529	137,575	132,032	132,807	130,935
市 た ば こ 税	市民一人当り	6,590	6,520	6,968	7,360	7,279
	1 世 帯 当 り	14,801	14,450	15,160	15,795	15,373
そ の 他 の 税	市民一人当り	9,797	9,995	9,945	10,215	10,553
	1 世 帯 当 り	22,004	22,152	21,637	21,922	22,287

（参考）

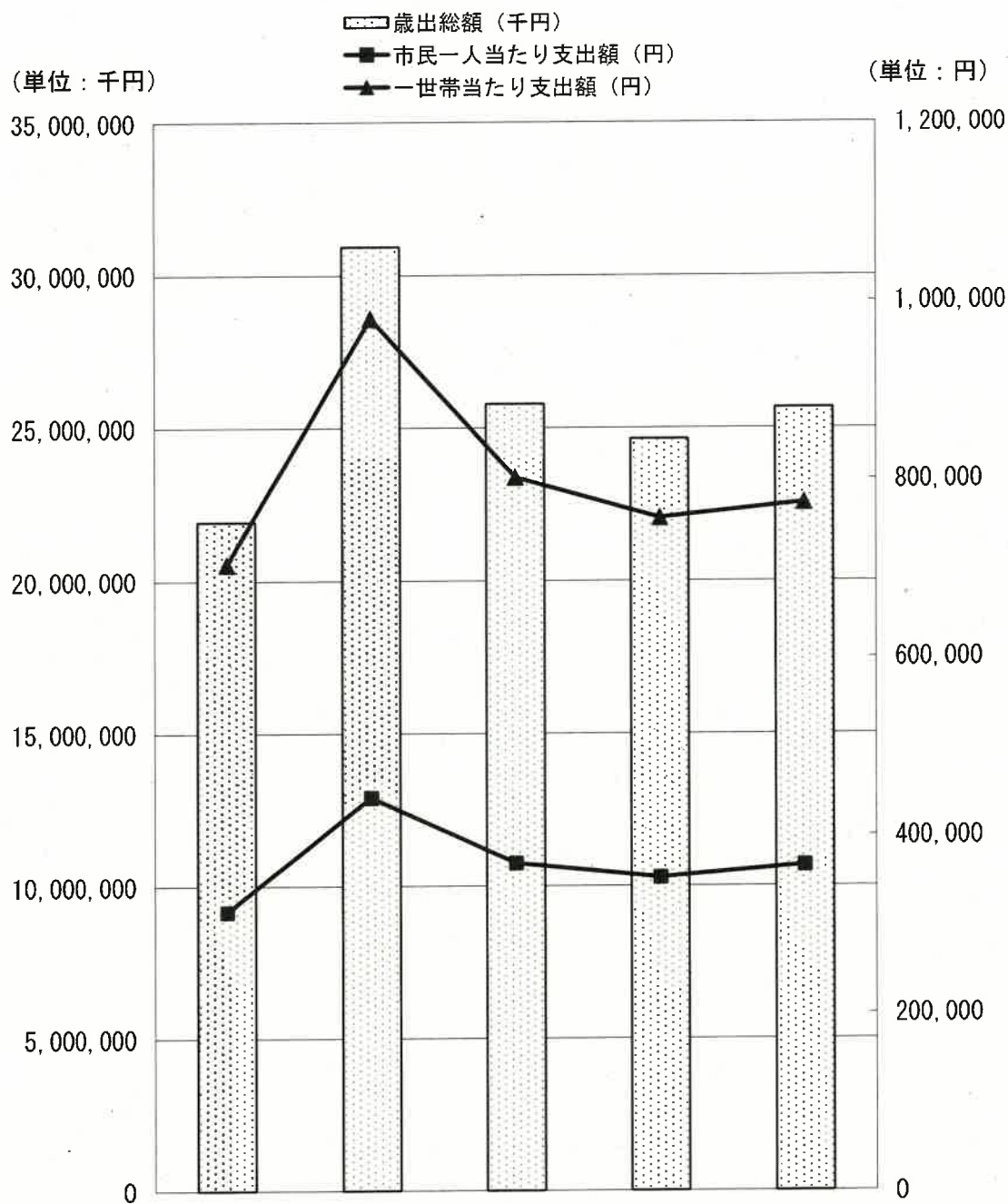
人口・世帯数

（人口・世帯数は各年度4月1日現在）

年 度		元	2	3	4	5
区 分	区 分					
	区 分					
人 口 （ 人 ）		69,950	69,942	69,969	69,927	70,112
世 帯		31,144	31,558	32,159	32,584	33,198

※外国人登録を含む。

(6) 年度別支出額の推移



区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
歳出総額（千円）	21,935,470	30,926,586	25,789,340	24,641,328	25,669,286
市民一人当たり支出額（円）	313,588	442,175	368,582	352,386	366,118
一世帯当たり支出額（円）	704,324	979,992	801,932	756,240	773,218

4 市民税

(1) 令和6年度市民税の納税義務者に関する調

(令和6年7月1日現在・単位：人)

区 分			納 税 義 務 者 数
個人均等割	納 税 義 務 者 数	地方税法第 2 9 4 条第 1 項第 1 号に該当するもの	38,226
		地方税法第 2 9 4 条第 1 項第 2 号に該当するもの	0
	計		38,226
法人均等割納税義務者数	法 人	地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 1 号に該当するもの	1,151
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 2 号に該当するもの	7
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 3 号に該当するもの	250
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 4 号に該当するもの	18
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 5 号に該当するもの	89
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 6 号に該当するもの	7
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 7 号に該当するもの	103
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 8 号に該当するもの	3
		地方税法第 3 1 2 条第 1 項第 9 号に該当するもの	11
	計		1,639
市民税所得割の納税義務者数			32,639
法人税割納税義務者数			1,621
法人税割納税者数			710

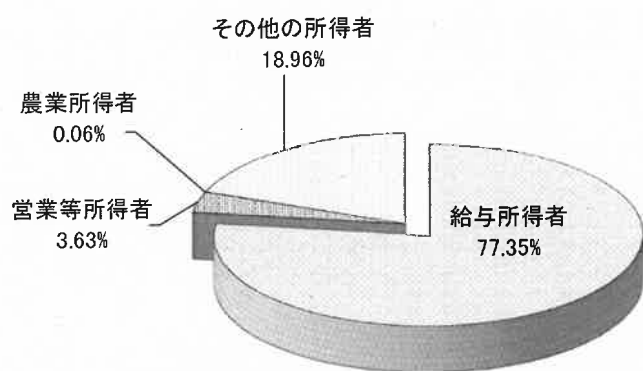
(2) 令和6年度市民税・所得別納税義務者数及び賦課状況

(令和6年7月1日現在)

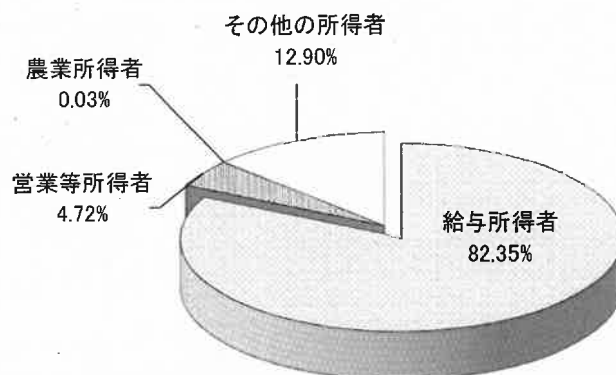
区分 所得者区分	均等割のみ納める者		均等割と所得割を納める者			B+D+E	F/A+C
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	合計税額	1人当たり平均税額
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)	F (千円)	G (千円)
給与所得者	3,014	9,042	26,584	79,752	3,253,212	3,342,006	113
営業等所得者	264	792	1,125	3,375	187,520	191,687	138
農業所得者	11	33	13	39	1,127	1,199	50
その他の所得者	2,338	7,014	4,917	14,751	501,794	523,559	72
計	5,627	16,881	32,639	97,917	3,943,653	4,058,451	106

(3) 所得別納税義務者数の構成比

(4) 所得別市民税額の構成比



納税義務者数 38,266人



合計税額 4,058,451千円

(5) 課税標準段階別・所得割別納税義務者調

(令和6年7月1日現在・単位：人)

所得区分 課税標準の段階	給与所得	営業等所得	農業所得	その他の 所得	分離譲渡 等所得	合 計	構成比 (%)
10万円以下	0	0	0	0	79	79	0.3
10万円超 100万円以下	6,591	330	5	2,852	76	9,854	30.2
100万円超 200万円以下	8,129	255	4	1,141	72	9,601	29.4
200万円超 300万円以下	5,538	189	3	285	80	6,095	18.7
300万円超 400万円以下	2,851	134	0	110	50	3,145	9.6
400万円超 550万円以下	1,902	77	1	69	50	2,099	6.4
550万円超 700万円以下	587	53	0	50	22	712	2.2
700万円超 1,000万円以下	391	25	0	55	19	490	1.5
1,000万円超	387	49	0	81	47	564	1.7
合 計	26,376	1,112	13	4,643	495	32,639	100.0

(6) 法人納税義務者及び調定額（令和5年度現年課税分）

（単位：円）

区 分	均 等 割 額		法 人 税 割 額		合計調定額（円）
法 人 税 割 の 課税標準額（円）	調定額（円）	法人数	調定額（円）	法人数	
5,542,374	179,951,400	1,548	288,109,000	710	468,060,400

（単位：円）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月
調 定 額 （ 円 ）	19,012,500	83,923,800	76,721,000	44,641,300
調定額構成比（％）	4.1%	17.9%	16.4%	9.5%
区 分	8 月	9 月	10 月	11 月
調 定 額 （ 円 ）	16,952,600	15,240,800	51,327,400	75,161,300
調定額構成比（％）	3.6%	3.3%	11.0%	16.1%
区 分	12 月	1 月	2 月	3 月
調 定 額 （ 円 ）	34,609,000	10,452,200	24,118,300	15,900,200
調定額構成比（％）	7.4%	2.2%	5.2%	3.4%

(7) 地方税法第312条第1項（法人の均等割の税率）の表の区分別法人数

（各年度3月31日現在・単位：法人）

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	合 計
28年度	962	5	211	17	77	9	100	3	11	1,395
29年度	946	7	221	19	77	8	99	3	11	1,391
30年度	961	6	239	18	76	9	95	3	11	1,418
元年度	968	8	232	18	72	8	93	3	10	1,412
2 年度	999	7	239	17	75	8	93	4	10	1,452
3 年度	1,017	6	236	19	79	7	90	3	9	1,466
4 年度	1,026	10	243	19	85	7	92	3	11	1,496
5 年度	1,071	8	248	17	87	7	96	3	11	1,548

5 固定資産税

(1) 固定資産税納税義務者の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5	6
土地	19,272	19,433	19,588	19,765	19,840	19,926
家屋	21,912	22,098	22,269	22,440	22,576	22,745

(資料：各年度概要調書)

(2) 固定資産税調定額の推移（現年課税分）

(単位：千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
総額	4,195,092	4,295,856	4,208,487	4,298,998	4,324,531
固定資産税	土地	1,760,361	1,762,307	1,740,333	1,748,302
	家屋	1,796,423	1,866,224	1,835,734	1,894,916
	償却資産	622,033	651,050	616,145	640,887
	小計	4,178,817	4,279,581	4,192,212	4,284,105
交付金及び納付金	16,275	16,275	16,275	14,893	14,893

(3) 令和6年度基準地価格・提示平均価格

(単位：円)

科目 \ 区分	基準地価格	提示平均価格
田 (1,000㎡当たり)	99,000	99,184
畑 (1,000㎡当たり)	75,000	75,400
宅地 (1㎡当たり)	47,149	45,897
山林 (1,000㎡当たり)	66,000	66,299

(4) 固定資産税資産別調（当初）

（資料：令和6年度概要調書）

区 分		納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	構 成 比 (%)
総 数		—	—	—	553,417,588	100
免税点以上のもの	土 地	18,974	41,272	12,025,087	364,360,698	65.8
	家 屋	22,570	20,982	3,792,667	143,071,897	25.9
	償却資産					
	市評価分	750	—	—	29,094,867	5.3
	国・県配分	10	—	—	16,238,826	2.9
	小 計	760	—	—	45,333,693	8.2
	計	—	—	—	552,766,288	99.9
免税点未満のもの	土 地	952	1,375	582,201	552,087	0.1
	家 屋	175	197	5,999	14,100	0.0
	償却資産					
	市評価分	779	—	—	83,745	0.0
	国・県配分	2	—	—	1,368	0.0
	小 計	781	—	—	85,113	0.0
	計	—	—	—	651,300	0.1

(5) 土地の推移

（資料：各年度概要調書）

区分 年度	市 街 化 区 域		市 街 化 調 整 区 域	
	所有者数（人）	地 積（千㎡）	所有者数（人）	地 積（千㎡）
元	15,720	8,468	3,552	9,262
2	15,818	8,468	3,615	9,262
3	15,940	8,468	3,648	9,262
4	16,083	8,468	3,682	9,262
5	16,161	8,468	3,679	9,262
6	16,268	8,468	3,658	9,262

(6) 地目別土地の集計表

(資料：令和6年度概要調査)

区分 地目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)
田		23	29,782	9,427	4,989
畑		5,080	3,890,685	8,929,474	3,182,879
宅 地	住 宅 用 地	31,387	4,656,734	225,787,565	43,471,834
	非 住 宅 用 地	3,103	2,403,735	94,758,009	60,492,992
池 沼		3	4,403	0	0
山 林		697	849,330	258,273	191,016
原 野		0	0	0	0
雑 種 地		4,574	1,571,009	35,170,037	23,082,829
そ の 他		16,243	4,244,322	—	—
合 計		61,110	17,650,000	364,912,785	130,426,539

※地積(㎡)：合計については市の総面積17,650,000㎡とする。その他については合計の地積17,650,000㎡から地目「田」～「雑種地」の地積を減じたものとする。

(7) 木造以外家屋種類別調

(資料：令和6年度概要調査)

区 分	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
総 数	4,493	1,915,261	86,354,669	45,088
事 務 所、店 舗 百 貨 店、銀 行	449	298,813	15,799,968	52,876
住 宅、ア パ ー ト	2,737	1,035,524	50,332,623	48,606
病 院、ホ テ ル	30	33,319	2,181,926	65,486
工 場、倉 庫、市 場	487	426,351	15,628,173	36,656
そ の 他	790	121,254	2,411,979	19,892

(8) 木造家屋種類別調

(資料：令和6年度概要調書)

区 分		棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	1㎡当たり価 格 (円)
総 数		16,686	1,883,405	56,731,328	30,122
住 宅	専 用	14,352	1,613,276	49,698,759	30,806
	共 同	544	134,293	4,752,450	35,389
	併 用	475	58,547	1,055,348	18,026
	小 計	15,371	1,806,116	55,506,557	30,733
旅 館 ・ 料 亭 待 合 ・ ホ テ ル		7	306	4,245	13,873
事務所・銀行・店舗		193	24,313	735,644	30,257
劇 場 ・ 病 院		23	4,739	189,655	40,020
工 場 ・ 倉 庫		171	9,590	48,049	5,010
土 蔵		0	0	0	0
附 属 家		921	38,341	247,178	6,447

(9) 新增築家屋棟数の推移

(単位：棟)

区分 年度	総 数			木 造			木 造 以 外		
	新 築	増 築	計	新 築	増 築	計	新 築	増 築	計
元	331	3	334	279	3	282	52	0	52
2	282	2	284	225	1	226	57	1	58
3	308	0	308	267	0	267	41	1	42
4	324	2	326	288	1	289	36	1	37
5	295	3	298	249	2	251	46	1	47
6	301	0	301	267	0	267	34	0	34

(資料：各年度概要調書)

(10) 減少分家屋棟数の推移

(単位：棟)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5	6
総 数	175	207	158	225	147	172
木 造	146	176	125	193	124	138
木 造 以 外	29	31	33	32	23	34

(資料：各年度概要調書)

(11) 償却資産納税義務者の推移

(単位：人)

区分 年度	総 数	免税点以上のもの	免税点未満のもの
元	1,425	721	704
2	1,473	725	748
3	1,577	678	899
4	1,498	741	757
5	1,535	748	787
6	1,541	760	781

(資料：各年度概要調書)

(12) 償却資産価格調

(単位：千円)

区 分		決 定 価 格	課 税 標 準 額	法第349条の3又は法附則第15条の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の
総 額		45,333,693	43,743,644	228,712
市長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	8,857,316	8,857,316	
	機 械 及 び 装 置	13,430,533	13,079,853	228,712
	船 舶	1,615	1,615	
	航 空 機	0	0	
	車 輛 及 び 運 搬 具	157,731	157,731	
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,647,672	6,642,391	
	小 計	29,094,867	28,738,906	228,712
法 第 389 条 関 係		16,238,826	15,004,738	—

(13) 国有資産等所在市町村交付金

(単位：円)

種類 \ 区分		固 定 資 産 の 価 格	算 定 標 準 額	調 定 額
交付金	財 務 省 関 東 財 務 局	23,181,891	4,486,000	62,800
	埼 玉 県 (総 務 部)	385,554,000	97,506,000	1,365,000
	埼 玉 県 (都 市 整 備 部)	3,641,268,000	961,853,000	13,465,900
	合 計	4,050,003,891	1,063,845,000	14,893,700

(14) 都市計画税納税義務者の推移

(単位：人)

年度 \ 区分	元	2	3	4	5	6
総 数	22,072	22,204	22,302	22,438	22,477	22,559

(資料：各年度概要調書)

(15) 都市計画税調定額の推移（現年課税分）

(単位：千円)

年度 区分	元	2	3	4	5
総 数	539,908	548,996	541,846	550,079	555,344
土 地	304,343	303,994	299,411	300,056	300,400
家 屋	235,565	245,002	242,435	250,023	254,944

(16) 都市計画税資産別調（免税点以上のもの）

資料：令和6年度概要調書

区 分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	構 成 比 (%)
総 数	22,409	—	—	455,935,490	100.0
土 地	16,170	27,829	5,681,000	328,946,726	72.1
家 屋	19,521	17,042	3,254,063	126,988,764	27.9

(17) 特別土地保有税調定額の推移

年度 区分	元	2	3	4	5
保有分	調 定 額 (千円)	0	0	0	12,816
	件 数 (件)	0	0	0	1
取得分	調 定 額 (千円)	0	0	0	0
	件 数 (件)	0	0	0	0
合 計	調 定 額 (千円)	0	0	0	12,816
	件 数 (件)	0	0	0	1

6 諸税及び税務諸証明

(1) 軽自動車台数・調定額の推移(決算調定額ベース)

(各年3月31日現在)

種類		原動機付自転車			軽自動車				小型特殊自動車		二輪小型自動車	ミニカー	合計	前年比(%)
年度	台数 調定額	50cc 以下	90cc 以下	125cc 以下	二輪	三輪	四輪 乗用	四輪 貨物	農耕 作業用	その他 (フォークリフト)				
元	台数(台)	1,902	164	504	809	0	11,830	2,166	250	69	776	36	18,506	102
	調定額(千円)	3,804	328	1,210	2,913	0	107,396	10,445	600	407	4,656	133	131,892	106
2	台数(台)	1,803	173	554	802	0	11,894	2,152	252	66	799	35	18,530	100
	調定額(千円)	3,606	346	1,330	2,887	0	111,290	10,495	605	389	4,794	130	135,872	103
3	台数(台)	1,739	170	592	828	0	12,132	2,167	255	66	824	39	18,812	102
	調定額(千円)	3,478	340	1,421	2,981	0	116,467	10,679	612	389	4,944	144	141,455	104
4	台数(台)	1,721	181	627	848	0	12,322	2,160	259	61	868	46	19,093	101
	調定額(千円)	3,442	362	1,505	3,053	0	123,379	10,743	621	360	5,208	170	148,843	105
5	台数(台)	1,672	180	664	859	0	12,682	2,226	258	57	886	50	19,534	102
	調定額(千円)	3,344	360	1,594	3,092	0	129,945	11,219	619	336	5,316	185	156,010	105

(2) 市たばこ税調定額等の推移（決算調定額ベース）

区分 年度	旧3級品以外		旧3級品		手持品課税に 係る調定額 (円)	合計調定額 (円)	調定額 前年度比 (%)
	売渡本数 (本)	調定額 (円)	売渡本数 (本)	調定額 (円)			
元	79,950,833	455,080,118	1,448,900	5,793,197	93,076	460,966,391	102.4
2	77,604,168	454,073,506	—	—	1,951,839	456,025,345	98.9
3	77,269,153	485,500,978	—	—	2,037,766	487,538,744	106.9
4	78,550,747	514,664,488	—	—	—	514,664,488	105.6
5	77,892,910	510,354,342	—	—	—	510,354,342	99.2

※令和元年10月1日のたばこ税の税率改正で、旧3級品以外と旧3級品の税率が統一されました。
令和2年度以降は「製造たばこ」の名称になります。

※手持品課税とは、たばこ税率の改正に伴い、改正日現在において一定以上の販売用たばこを所持する小売販売業者に対し、その所持するたばこについて税率引上げ相当分が課税されるものです。

※売渡本数（本）は卸売販売業者等によるもので、小売販売業者からの返還に係る控除分を差し引いた数値を表示しています。

※調定額（円）については、月ごと・申告者ごとに端数処理が行われるため、表記上、売渡本数（本）に税率を乗じた額と一致しない場合があります。

◎税率

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度以降
	(4月1日以降)	(10月1日以降)	(4月1日以降)	(10月1日以降)	
製造たばこ	5,692円／ 1,000本	6,122円／ 1,000本	6,122円／ 1,000本	6,552円／ 1,000本	6,552円／1,000本

※令和3年10月1日のたばこ税の税率改正以降、税率の変更はありません。

(3) 税務諸証明

年度 区分	元		2		3		4		5	
	件数 (件)	手数料 (円)	件数 (件)	手数料 (円)	件数 (件)	手数料 (円)	件数 (件)	手数料 (円)	件数 (件)	手数料 (円)
土地評価証明	1,330	266,000	1,296	259,200	1,322	264,400	1,397	279,400	1,360	272,000
家屋評価証明	916	183,200	892	178,400	912	182,400	1,004	200,800	1,007	201,400
土地所有者証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家屋所有者証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産課税台帳 記載事項証明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公租公課証明	771	154,200	711	142,200	776	155,200	770	154,000	784	156,800
住宅用家屋証明	328	426,400	342	444,600	359	466,700	375	487,500	367	477,100
名 寄 帳	708	141,600	718	143,600	767	153,400	826	165,200	865	173,000
住民税決定証明	6,955	1,391,000	8,382	1,676,400	8,077	1,615,400	8,804	1,760,800	7,528	1,505,600
所 得 証 明	1,582	316,400								
非 課 税 証 明	1,279	255,800								
営 業 証 明	57	11,400	58	11,600	33	6,600	45	9,000	35	7,000
受 理 証 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
納 税 証 明	1,129	225,800	1,282	256,400	1,173	234,600	1,481	296,200	1,551	310,200
そ の 他	125	25,000	159	31,800	199	39,800	210	42,000	225	45,000
合 計	15,180	3,396,800	13,840	3,144,200	13,618	3,118,500	14,912	3,394,900	13,722	3,148,100

※住民税決定証明書、所得証明書及び非課税証明書は令和3年3月より課税（非課税・所得）証明書に名称を変更し、1枚に統合した。

7 徴 収

(1) 年度別調定額・徴収率等

(ア) 市町村税（国民健康保険税を除く）

区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
調定済額 (千円)	現年課税分	10,042,300	10,097,224	9,999,247	10,297,948	10,339,832
	滞納繰越分	197,550	151,054	96,371	89,824	88,124
	合 計	10,239,850	10,248,278	10,095,618	10,387,772	10,427,956
収入済額 (千円)	現年課税分	10,003,365	10,054,050	9,966,761	10,258,027	10,293,006
	滞納繰越分	61,645	43,641	32,860	27,988	27,608
	合 計	10,065,010	10,097,691	9,999,621	10,286,015	10,320,614
不 納 欠 損 額 (千 円)		23,874	54,666	8,547	17,165	8,035
収 入 未 済 額 (千 円)		150,966	95,920	87,450	84,593	99,307
徴収率 (%)	現 年	99.6	99.6	99.7	99.6	99.6
	滞 繰	31.2	28.9	34.1	31.2	31.3
	合 計	98.3	98.5	99.1	99.0	99.0

(イ) 国民健康保険税

区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
調定済額 (千円)	現年課税分	1,323,709	1,306,402	1,264,885	1,308,820	1,220,078
	滞納繰越分	335,200	259,128	168,447	146,818	145,381
	合 計	1,658,909	1,565,530	1,433,332	1,455,638	1,365,459
収入済額 (千円)	現年課税分	1,261,264	1,248,604	1,213,541	1,246,563	1,165,401
	滞納繰越分	84,313	61,081	46,594	40,629	45,615
	合 計	1,345,577	1,309,685	1,260,135	1,287,192	1,211,016
不 納 欠 損 額 (千 円)		49,698	86,702	23,983	21,798	14,041
収 入 未 済 額 (千 円)		263,634	169,143	149,213	146,648	140,401
徴収率 (%)	現 年	95.3	95.6	95.9	95.2	95.5
	滞 繰	25.2	23.6	27.7	27.7	31.4
	合 計	81.1	83.7	87.9	88.4	88.7

(2) 年度別処分停止状況

区分 年度	市・県民税		法人市民税		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		合 計	
	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)
元	125	27,283,627	4	569,179	12	2,960,121	14	264,624	155	31,077,551
2	318	55,313,640	2	793,400	33	8,458,189	60	855,696	413	65,420,925
3	105	8,673,214	0	0	9	1,489,368	12	120,900	126	10,283,482
4	110	8,669,298	2	350,000	16	7,171,400	29	713,705	157	16,904,403
5	139	16,102,823	1	50,000	10	703,728	28	705,000	178	17,561,551

(3) 年度別不納欠損状況

区分 年度	市 民 税		法人市民税		固定資産税 都市計画税		軽自動車税		合 計	
	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)
元	331	18,312,838	21	1,111,801	64	4,017,548	88	431,400	504	23,873,587
2	749	41,112,854	7	1,026,599	161	11,733,522	163	793,491	1,080	54,666,466
3	109	4,248,146	0	0	84	3,872,168	55	426,609	248	8,546,923
4	166	8,868,975	4	200,000	55	7,390,370	82	705,205	307	17,164,550
5	147	6,705,649	1	50,000	12	608,528	56	671,000	216	8,035,177

(4) 口座振替利用状況

(各年度末3月31日現在)

区分 年度	税 目	納税義務者数 (人)	振替者数 (人)	口座振替加入率 (%)
元	市 ・ 県 民 税	8,223	1,897	23.1
	固定・都市計画税	26,033	11,205	43.0
	軽自動車税	18,506	1,285	6.9
	国民健康保険税	7,317	3,087	42.2
	合 計	60,079	17,474	29.1
2	市 ・ 県 民 税	8,182	1,898	23.2
	固定・都市計画税	26,209	11,393	43.5
	軽自動車税	18,530	1,314	7.1
	国民健康保険税	7,258	3,066	42.2
	合 計	60,179	17,671	29.4
3	市 ・ 県 民 税	7,839	1,839	23.5
	固定・都市計画税	26,284	11,335	43.1
	軽自動車税	18,812	1,251	6.7
	国民健康保険税	7,118	3,030	42.6
	合 計	60,053	17,455	29.1
4	市 ・ 県 民 税	8,114	1,892	23.3
	固定・都市計画税	26,514	11,366	42.9
	軽自動車税	19,093	1,224	6.4
	国民健康保険税	7,014	2,984	42.5
	合 計	60,735	17,466	28.8
5	市 ・ 県 民 税	8,309	1,862	22.4
	固定・都市計画税	26,546	11,112	41.9
	軽自動車税	19,534	1,278	6.5
	国民健康保険税	6,765	2,736	40.4
	合 計	61,154	16,988	27.8

(5) 年度別差押状況

内訳 年度	動 産		債 権		不 動 産		合 計	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
元	0	0	446	71,595,508	4	1,573,690	450	73,169,198
2	0	0	371	62,839,263	1	1,664,100	372	64,503,363
3	1	577,500	251	30,789,893	5	963,800	257	32,331,193
4	0	0	301	36,775,680	1	409,100	302	37,184,780
5	0	0	412	49,607,596	1	575,200	413	50,182,796

(6) 不動産公売状況

区分 年度	公 売 件数 (件)	売却代金 (円)
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0

(7) 年度別インターネット公売状況

区分 年度	件数 (件)	売却代金 (円)
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0

(8) 年度別交付要求状況

区分 年度	交 付 要 求		配 当	
	件数 (件)	税額 (円)	件数 (件)	税額 (円)
元	34	7,257,700	10	1,870,732
2	13	6,197,800	6	102,914
3	23	10,915,300	4	444,800
4	15	976,700	7	667,008
5	21	5,986,371	5	29,489

(9) 月別収納額 (令和5年度)

(単位:円)

区分 月別	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
4	80,363,716	824,349	81,188,065
5	1,112,093,121	1,255,997	1,113,349,118
6	1,921,821,423	4,534,607	1,926,356,030
7	712,879,040	3,461,704	716,340,744
8	1,216,822,017	2,692,379	1,219,514,396
9	598,012,466	2,553,003	600,565,469
10	1,214,089,994	2,090,642	1,216,180,636
11	666,640,586	1,869,247	668,509,833
12	1,250,835,423	1,810,925	1,252,646,348
1	520,351,716	1,327,389	521,679,105
2	351,915,848	1,718,322	353,634,170
3	393,673,779	3,469,624	397,143,403
4	245,697,465	0	245,697,465
5	7,808,920	0	7,808,920
合 計	10,293,005,514	27,608,188	10,320,613,702

※国民健康保険税を除く。

(10) 督促状発付状況

区分 年度	市：県民税				固定資産税 都市計画税				軽自動車税			
	期別	納税者数 (人)	発付件数 (件)	発付率 (%)	期別	納税者数 (人)	発付件数 (件)	発付率 (%)	期別	納税者数 (人)	発付件数 (件)	発付率 (%)
元	1	9,057	1,821	20.1	1	26,285	2,014	7.7	全	18,505	2,097	11.3
	2	7,942	1,844	23.2	2	26,297	2,187	8.3				
	3	7,931	1,754	22.1	3	26,302	2,339	8.9				
	4	8,179	1,702	20.8	4	26,305	2,164	8.2				
2	1	9,001	1,472	16.4	1	26,564	1,999	7.5	全	18,794	1,729	9.2
	2	7,976	1,474	18.5	2	26,309	1,875	7.1				
	3	7,938	1,698	21.4	3	26,319	1,969	7.5				
	4	8,090	1,589	19.6	4	26,317	1,692	6.4				
3	1	8,598	1,459	17.0	1	26,638	1,624	6.1	全	18,812	1,544	8.2
	2	7,808	1,375	17.6	2	26,384	1,989	7.5				
	3	7,529	1,601	21.3	3	26,384	1,888	7.2				
	4	7,782	1,476	19.0	4	26,393	1,659	6.3				
4	1	8,692	1,343	15.5	1	26,846	1,750	6.5	全	19,296	1,653	8.6
	2	8,063	1,489	18.5	2	26,613	2,134	8.0				
	3	7,793	1,547	19.9	3	26,616	1,993	7.5				
	4	8,114	1,547	19.1	4	26,624	1,761	6.6				
5	1	8,962	1,505	16.8	1	26,896	1,933	7.2	全	19,786	1,707	8.6
	2	8,064	1,590	19.7	2	26,641	1,972	7.4				
	3	7,963	1,601	20.1	3	26,665	2,278	8.5				
	4	8,309	1,547	18.6	4	26,656	1,778	6.7				

8 国民健康保険税

(1) 被保険者数等の推移

(各年度末現在)

区 分 年 度	世 帯 数 (A)	人 口 (B)	国保世帯数 (C)	国 保 被保険者数 (D)	加 入 割 合		一世帯当たり 被保険者数 (D) (C)
					世 帯	被保険者	
					(C) (A)	(D) (B)	
元	31,558	69,942	10,464	16,149	33.16	23.09	1.54
2	32,159	69,969	10,487	15,997	32.61	22.86	1.53
3	32,584	69,927	10,227	15,352	31.39	21.95	1.50
4	33,198	70,112	9,812	14,363	29.56	20.49	1.46
5	33,608	69,911	9,488	13,622	28.23	19.48	1.44

(2) 按分率等の推移

年 度 区 分		元			2			3			4			5		
		医療 給付費 分	後期高 齢者支 援金等 分	介護 納付金 分	医療 給付費 分	後期高 齢者支 援金等 分	介護 納付金 分	医療 給付費 分	後期高 齢者支 援金等 分	介護 納付金 分	医療 給付費 分	後期高 齢者支 援金等 分	介護 納付金 分	医療 給付費 分	後期高 齢者支 援金等 分	介護 納付金 分
率 等	所得割(%)	7.40	1.60	1.20	7.40	1.60	1.20	7.40	1.60	1.20	7.40	1.60	1.50	7.40	1.60	1.50
	均等割(円)	17,000	10,000	10,000	17,000	10,000	10,000	17,000	10,000	10,000	21,000	11,000	11,000	21,000	11,000	11,000
賦課限度額(千円)		580	190	160	610	190	160	630	190	170	630	190	170	630	200	170
賦 課 割 合	所得割(%)	72.24	49.80	48.64	72.23	49.66	49.12	72.26	49.58	49.26	68.94	48.60	53.53	68.44	48.14	52.31
	均等割(%)	27.76	50.20	51.36	27.77	50.34	50.88	27.74	50.42	50.74	31.06	51.40	46.47	31.56	51.86	47.69

※行政報告書のデータより

(3) 徴収率等の推移

区分 年度	調 定 額			収 入 済 額			徴 収 率		
	現 年	滞 納	計	現 年	滞 納	計	現 年	滞 納	計
	課 税 分	繰 越 分		課 税 分	繰 越 分		課 税 分	繰 越 分	
	A	B	C	D	E	F	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{B}$	$\frac{F}{C}$
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%	%
元	952,073	240,462	1,192,535	908,703	60,429	969,132	95.44	25.13	81.27
	1,323,709	335,200	1,658,909	1,261,264	84,313	1,345,577	95.28	25.15	81.11
2	942,072	183,676	1,125,748	901,560	43,385	944,945	95.70	23.62	83.94
	1,306,402	259,128	1,565,530	1,248,605	61,081	1,309,686	95.58	23.57	83.66
3	911,079	119,493	1,030,572	875,240	33,180	908,420	96.07	27.77	88.15
	1,264,885	168,447	1,433,332	1,213,541	46,595	1,260,136	95.94	27.66	87.92
4	938,412	103,477	1,041,889	895,109	28,792	923,901	95.39	27.82	88.68
	1,308,820	146,818	1,455,638	1,246,563	40,630	1,287,193	95.24	27.67	88.43
5	873,049	102,079	975,128	835,141	32,458	867,599	95.66	31.80	88.97
	1,220,078	145,381	1,365,459	1,165,401	45,615	1,211,016	95.52	31.38	88.69

※上段は医療給付費分のみ。下段は後期高齢者支援金等分、介護納付金分を含む。

(4) 一世帯当たり調定額及び収入済額

(単位:円)

区分 年度	調 定 額			収 入 済 額		
	現 年	滞 納	計	現 年	滞 納	計
	課 税 分	繰 越 分		課 税 分	繰 越 分	
元	89,641	22,640	112,281	85,557	5,690	91,247
	124,631	31,560	156,191	118,752	7,938	126,690
2	89,832	17,515	107,347	85,969	4,137	90,106
	124,573	24,709	149,282	119,062	5,824	124,886
3	89,086	11,684	100,770	85,581	3,224	88,805
	123,681	16,471	140,152	118,661	4,556	123,217
4	95,639	10,546	106,185	91,226	2,934	94,160
	133,390	14,963	148,353	127,045	4,141	131,186
5	89,406	10,464	99,870	85,524	3,324	88,848
	124,944	14,888	139,832	119,345	4,671	124,016

※上段は医療給付費分のみ。下段は後期高齢者支援金等分、介護納付金分を含む。

(5) 一人当たり調定額及び収入済額

(単位:円)

区分 年度	調 定 額			収 入 済 額		
	現 課 税 年 分	滞 納 繰 越 額	計	現 課 税 年 分	滞 納 繰 越 額	計
元	57,558	14,537	72,095	54,936	3,653	58,589
	80,026	20,265	100,291	76,251	5,097	81,348
2	58,891	11,482	70,373	56,358	2,712	59,070
	81,665	16,199	97,864	78,052	3,818	81,870
3	59,346	7,784	67,130	57,011	2,161	59,172
	82,392	10,972	93,364	79,048	3,035	82,083
4	65,335	7,204	72,539	62,320	2,005	64,325
	91,124	10,222	101,346	86,790	2,829	89,619
5	61,612	7,211	68,823	58,937	2,291	61,228
	86,103	10,260	96,363	82,244	3,219	85,463

※上段は医療給付費分。下段は後期高齢者支援金等分、介護納付金分を含む。

(6) 年度別差押状況

区分 年度	動 産		債 権		不 動 産		合 計	
	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)	件数 (件)	金 額(円)
元	0	0	235	43,308,989	2	1,533,638	237	44,842,627
2	0	0	249	51,517,591	0	0	249	51,517,591
3	0	0	243	36,364,143	4	618,800	247	36,982,943
4	0	0	238	27,919,042	1	33,800	239	27,952,842
5	0	0	259	34,287,638	0	0	259	34,287,638

※件数については、期別数で掲載。

(7) 年度別交付要求状況

区分 年度	交 付 要 求		配 当	
	件数 (件)	税 額(円)	件数 (件)	税 額(円)
元	12	2,467,070	4	1,689,196
2	6	3,885,300	0	0
3	3	393,700	0	0
4	1	0	0	0
5	10	4,624,523	0	0

※件数については、提出した書類の件数を掲載。

令和6年度

市 税 概 要

発行
編集・発行
〒350-2292

令和6年11月
鶴ヶ島市総務部税務課
鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
電話（049）271-1111



深呼吸のしたい街。
つるがしま

① 鶴ヶ島市役所

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

TEL (049) 271-1111 (代表)

FAX (049) 271-1190